

高松家庭裁判所委員会（第17回）議事概要

1 日時

平成24年6月28日（木）午後1時30分から午後4時00分まで

2 場所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

今村和彦，大前良子，岡原剛，小野修一，川池陽子，木村泰昌，中山充，星川叔子，溝内靖晃，宮崎浩二

(2) 事務担当者

森首席家庭裁判所調査官，西崎次席家庭裁判所調査官，鍵本主任家庭裁判所調査官，井上首席書記官，朝日訟廷管理官，中原主任書記官，下田事務局長，山西総務課長，櫻又総務課課長補佐

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

(1) 高松家庭裁判所長あいさつ

(2) 委員紹介

新任の木村泰昌委員を山西総務課長が紹介した。

(3) 本日のテーマ「最近の少年事件を通して浮かびあがる子供たちの意識の変化と家庭裁判所の対応」に関する協議

ア テーマに関して，鍵本主任家庭裁判所調査官が説明した。

イ 意見交換

■ それでは，テーマに対する説明について，御意見や御質問などありましたら承りたい。

○ 家庭裁判所の皆さんが専門的に教育のノウハウを会得して，将来ある少年に対して，しっかりと取り組んでおられることがよく分かった。

○ 最近の少年の特徴として，幼児性が強い，コミュニケーションがとれない，ストレスに弱い，という説明があったが，よく分かるところがある。また，家庭裁判所が，これだけ社会奉仕活動などを実施して，いい形で結びつけているなど感じ入るところがあった。

○ 子どもを見ていると，違う星からきたように感じることもある。人から言われるのは嫌い，自己主張はする，と感じる。また，今の親たちの状況を見ていると，私たちは何をしたらいいのだろうと思うし，家庭裁判所が細やかに色々なことしていることを知り何かお手伝いしたいが，どう対応すればいいのか分からず，踏み込めないでいるというのが現実である。

○ 家庭裁判所の方々が，少年に対して，様々な体験を重視した教育的措置をしていることは知らなかった。審判をする人々が，このようなことをしているのかと驚いた。反面，なぜ，ここまでしているのか分からない。

● 少年事件は，基本的に全件が家庭裁判所に送致される。終局処分には，検察官送致，少年院送致，保護観察処分のほか，不処分，審判不開始というの

がある。この不処分や審判不開始というのは、何もしないということではなく、少年に対して家庭裁判所調査官による教育的措置などの手当をして、二度と再非行をさせないように働きかけて終局している。これも、家庭裁判所における少年事件の大切な仕事となっている。

- 教育的措置は、どのくらいの期間に及ぶのか。
- 家庭裁判所調査官は、裁判官からの調査命令により調査を行う。期間的には、3か月以内くらいには調査を終えている。問題性が低ければ1回の面接で終わることもあるし、複数回の面接を行う場合もある。その中で、体験的な措置を実施することもある。
- 不処分、審判不開始となった子どもの再非行は、どのくらいなのか。家庭裁判所が行った措置の成果というか、そういうものが分かれば教えていただきたい。
- 統計的な数値としては、保護処分や不処分、不開始など何らかの決定を受けた一般事件の少年の再非行率（ただし、簡易送致を除く。）は、平成22年で41.3%である。平成18年から比較すると、緩やかな減少傾向にある。

成果については、再非行が様々なファクターにより起こることから、この成果として再非行がどうなったという峻別が難しい。

- 少年の非行では、親子関係の問題が大きい。親への教育まで踏み込んでどうか。
- 御指摘のとおり、子どもの問題は、親の問題である。少年法には保護者に対する措置の規定があり、家庭裁判所でも、以前から取り組んでいるところである。

ただ、子どもが変化してきたし、親も変化してきているので、現状はかなり難しくなってきたという印象は否めない。しかしながら、少年自身も現状から抜け出したいと思っていて、親に働きかけることで、状況が変われば、あるいは切っ掛けがあれば、良い方向に向かうことがある。家庭裁判所としては、その働きかけをしたいと考えている。

- 香川県は再犯率が高いと聞いているが、交通マナーが悪いともいわれる。つながりがあるのかどうか、親の背中を見てということもあるのかもしれない。

3か月ほどの調査を行い、その中で働きかけをするとのことだが、その後の継続というか、取組が続く何かがあればいいのかもしれない。

- 最近では、親が難しいと思う。人の話を聞けない人がいるし、どうしたものかと四苦八苦している。
- 理念は立派なことが言えるが、子どもは大人の鏡。貧乏で、健康で、目標がないと、人間は幸せになれないのかな、と思っている。大人がきちんと目標を持っていないとダメなのかなと思う。

皆さんは家庭裁判所の取組をりっぱだと言われるが、私は評価していない。あの程度のことで少年が立ち直るはずがない。小さいときから自然に触れた

り、じいちゃん、ばあちゃんが自然に亡くなっていくのを見つめたり、そういう体験が大切だと思う。原発の最先端の会社でも、衝立の向こうの人間とメールでしかやりとりをしていない、あるいは障害年金を食い物にしている者もいる。ちょっとやそつとで直る時代ではないと思う。

■ 終戦後、貧困から出発して、経済復興という目標があったころから、バブル崩壊を経てだんだんと目標を失っているのが現状である。去年は「絆」という言葉がでていたが、孤族と呼ばれる家族の、本当の意味の繋がりを再確認できる術を考えなければならない時代になっている。その反映か、少年事件も変容してきており、家庭裁判所としても、それぞれの役割分担の中でどうやっていくか、委員の方々の提言も踏まえて真摯に取り組んでいきたい。

以上で、本日の意見交換会を終了する。

- (4) 「家庭裁判所のしおり」について、前回委員会に引き続き、山西総務課長が補足説明した。
- (5) 当庁で実施した夫婦関係調停アンケートの結果について、井上首席書記官が報告した。
- (6) 次回期日
平成24年12月20日（木）午後1時30分から開催することとした。